公益財団法人防長倶楽部

役員の報酬等及び費用に関する規程

（理事及び監事報酬規程）

（目的及び意義）

第１条　　この規程は、この法人の定款第 28 条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいい、評議員は含まないものとする。

（２）常勤役員とは、評議員会に選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

（４）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（５）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　　この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。なお、非常勤役員は無報酬とする。

２　　常勤役員の報酬は月額とする。

３　　就任時及び退任時など １ ヶ月に満たない場合には、日割計算を行い支給するものとする。

４　　常勤役員の退職に当たっては、退職手当を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第４条　　この法人の常勤役員の報酬月額は、別表第１に定める１人あたりの月額の範囲

内で、評議員会において決定する。

２　常勤役員に対する退職手当は、別表第２「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とし、評議員会において決定する。

（報酬の支給日）

第５条　報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第６条　報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（交通費）

第７条　常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

２　非常勤役員には、理事会出席等の都度、交通費を支給することができる。

３　常勤役員に対する通勤費の支給方法は、第 6 条に規定する支給方法により、非常勤役員に対する交通費の支給方法は、第 8 条に従うものとする。

（費用）

第８条　この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては事前に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

２　負担した費用については、実費額を確認する書類を提出しなければならない。

（公表）

第９条　この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第１０条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人防長倶楽部としての登記の日より施行する。

別表第１　常勤役員の報酬月額

・理事長	２５万円以内の範囲内
・常務理事	２５万円以内の範囲内
・業務執行理事	２５万円以内の範囲内
・理事	２５万円以内の範囲内
・監事	２５万円以内の範囲内

別表第２　常勤役員退職手当の算出要領

（算出数式）　退職月の月額報酬の２ヶ月分以内の範囲内